

[事案 14-5] 保険期間延長請求

- ・平成 14 年 8 月 23 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 9 月 30 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

保険会社は、申立人の過去の入院歴を知っていたはずであり、これを知りながら期間変更の申込をさせ、かつ、変更所要金を支払わせたのであるから、その段階で申込に対する承諾があったと見るべきである。保険期間の延長を認めてもらいたい。

< 保険会社側の主張 >

保険約款上、期間変更には保険会社の承諾が必要とされており、本件はこの承諾をしていないので、期間変更の効果は生じていない。申立人の請求には応じられない。

< 裁定の概要 >

契約は当事者の合意、即ち当事者の一方の申込と承諾により成立する。一般に生命保険募集は申込の誘引であり、生命保険募集人が提示した本件の契約変更の諸条件もこれと同視できる。契約者は各種の条件提示の中から最も自分の必要に応じたものを選択するのであり、保険会社が行なった条件提示は未だ契約の内容を確定するものではない。申立人が金銭を預託したとしても、保険会社は選択権限を失う理由にはならない。

以上から、裁定審査会は、本件変更契約は未だ成立していないものと判断し、申立人の主張には理由が無いものと認め、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

なおその後、保険会社は変更所要金（保険料）を申立人に対し全額返金したとの報告があった。

< 解説 >

本件は、保険会社所定の書類（期間変更請求書）に「貴社の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行なうもので、約款上、貴社の承諾を必要とする契約内容の変更を行なう場合には、貴社の承諾が必要であることを確認しました。」旨の文言が記載されている。申込時点を含め、手続の途中でこの文言が確認され、契約者の注意が喚起されていれば、苦情にはいたらなかったのではないかと思料された。

そのため裁定審査会議長名で、別途、再発防止の観点から保険会社社長に対し「申込時点で同文言の確認を徹底するよう」要請した。